

平成28年度事業計画

公益財団法人 中国労働衛生協会

平成 28 年度 事業計画

I 協会を取巻く社会経済情勢等

1 平成 27 年度の回顧

当協会は 3 つの目標を掲げ事業活動に取り組んだ。

第 1 の目標は「住民を対象とした健康に関する啓発活動等、健康の保持・増進に寄与する活動を継続するとともに、大規模災害時の避難生活者への応援協定が未締結である地方公共団体と順次締結する」、第 2 の目標は「事業の総収入は 25.7 億円を確保する」、第 3 の目標は「大型の医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ大型の支出の抑制に努める」であった。

第 1 の目標に関しては、社会的弱者の健診や各地区の住民を対象にした「健康まつり」、「健康講話(高齢者を対象にした転倒予防体操等)」等への積極的な参加・開催など、前年度実績を上回る活動を行った。

また、2 件の新たな取り組みを行った。1 件は、地域を限定した行事(ちゅうひきまつり)として、特定健診・がん検診に体力測定や骨密度検査等をセットにして実施したこと、もう 1 件は、福山医学祭に参加し、2 題発表を行った。その内 1 題が優秀発表賞を獲得したことである。前者は大変好評で、後者は職員の学術活動への参加の重要性を改めて認識させるものであった。

なお、「大規模災害時の避難生活者への応援協定を地方公共団体と締結する」については、県単位等の広範囲に亘る協定締結要請や市町の回答待ちとなったもの等により進展が無かった。

第 2 の目標については、健康診断事業、保健指導・健康教育事業及び作業環境測定事業の総収入は 26.3 億円を超え、年度計画値を達成する見込みであり、職員の尽力に対して深謝する。

第 3 の目標については、一般費用の支出を極力抑えるとともに、大型の医療機器等固定資産の保守管理に努め、ほぼ予定した執行状況となる見込みである。

2 平成 28 年度の展望等

平成 28 年度、当協会は「公益財団法人」として 6 年度目を迎える。平成 27 年 12 月に内閣府の立入検査を受けたが、大きな指摘事項はなかった。引き続き、公益財団法人として「どのような事業活動が地域住民等の利益になるのか」を役職員各々が常に考え、地域になくてはならない、より存在価値のある機関となるべく努力する必要がある。

さて、周知のごとく未曾有の少子高齢化により今後労働人口の急激な減少が予測されている。それに伴い当然受診者の減少も予測され、労働健診中心の従来のあるり方では収益の確保は将来難しくなると考えられる。

今後当協会が存続するためには健診事業の質の確保は当然のことであるが、生活習慣病予防健診の受診勧奨に加えて、急激に増加する高齢者の健診への取り込み、また個人事業主、退職者、家族の健診への取り込みを積極的に図って行かねばならないであろう。そのためには施設健診の充実が必要であり、健診内容の充実付加価値をつけた種々の健診プランの立案なども必要であろうし、このたび開始されたストレスチェックに伴うメンタルヘルスクエアへの対応も必要になるであろう。胃がん検診に内視鏡が導入され対象年齢も引き上げられることに象徴されるように、今後健診内容も変貌して行くことも予測される。われわれは、今後これまで以上に積極的に情報収集を行い可及的に柔軟な対応を行うことが要求される。

役職員は、現状認識のもとに自らの職務に誇りを持って意識改革を行い、現状に安住せず、組織として個人として少しずつ前進することを目標とする。

II 平成 28 年度の目標

- 1 当協会の理念「私たちは職域、地域において、働く人とその家族の健康の保持・増進に貢献します」及び基本方針（昨年 1 1 月 1 日改定）に即して以下の施策を策定するものである。
- 2 事業の総収入は 26.7 億円を確保する。
- 3 高額の医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ多額な支出の抑制に努める。

III 主要基本施策

1 健康診断事業の推進

良質な健診実施のため、当協会のモットーである「正確・迅速・親切」を徹底する。優れた接遇により心のこもった受診者への対応と的確なマネジメントが必要である。学会や研修会参加等により技術の向上や知識の習得を図り、必要な資格の取得を継続的に行っていく。全部署において、全体のレベルを常に向上させることを心がける。

平成 27 年度より健診データ入力は、受診票にデータ記載の上モバイル登録し、後日事務課にて受診票と入力データの突合を行い、検査結果の正確性を向上させた。

今後、人口減少が進む中、健康診断実績の確保を目指し、高付加価値健診への移行や受診対象者の掘り起し、魅力ある新商品の導入・開発等を行っていく。

なお、健康診断計画は、効率的かつ採算性を考慮した計画でなければならない。

(1) 労働健診

平成 27 年度に引続き、定期健康診断、特殊健康診断を実施するとともに、労災二次健診等を適切に実施し、受診者の疾病の予防・早期発見に努める。

中でも、前年 12 月 1 日から規模 50 人以上の事業場に対して少なくとも年 1 回以上労働者に対して「ストレスチェック」を実施することが義務付けられた。スムーズな運用が出来るように、対象事業場への事前説明の徹底を行い、実施に結び付ける。

また、特定化学物質障害予防規則による特殊健康診断について、事業場の業務内容等の調査を徹底し、適切な健康診断の実施が出来るように働きかける。

なお、全国健康保険協会は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断として実施された検査結果を、特定健康診査結果として提供するよう各健診機関に要請しており、引き続き積極的に協力する。

(2) 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診については、平成 27 年度に引き続き全国健康保険協会及び健康保険組合等の協力を得て受診勧奨を積極的に行い、労働健診から生活習慣病予防健診等の高付加価値健診への移行を推進する。

(3) 胃がん、肺がん等の予防検診

国、地方公共団体等は以前から“がん検診”の受診率の向上に取り組んでいる。国のガイドラインで胃部内視鏡検査も胃がん検診として認められてきたことから、胃がん検診の環境が変わりつつあるが、今後の状況に注視しつつも従来通り積極的に推進する。平成 27 年度末に新たに尾道検診所に胃部 X 線デジタル装置 2 台積みの胃部検診車を導入し、加えて平成 28 年度は、胃部 X 線アナログ検診車である E52 号をデジタル装置に換装し、胃部 X 線検診の精度をより高めることとしているので、これらの検診車の効果的な活用に努める。並行して胃部内視鏡検査は、鳥取検診所において増改築を行い、新たに実施することを念頭に準備を進めていくとともに、

福山本部、米子検診所では内視鏡検査専門医の確保等、受け入れ態勢の充実に努める。

また、胸部CT検査は、平成 27 年度途中より低線量での実施に改め、受診者増加を図ってきたが、有効な広報等を行い、より一層、活用に努め、地域社会において“肺がん”の早期発見に貢献する。

(4) 地域住民に対する特定健康診査

尾道市及び江府町の特定健康診査は、引き続き関係行政機関と連携を密にし、より多くの住民に対して市町のがん検診とセットにした受診を勧奨するよう努める。

なお、他の市町における特定健康診査(住民健診)は、関係機関との連携を図りつつ、市町との実施契約が出来るよう環境整備に努め、施設健診の拡充を図る。

今後、定年退職者や主婦、個人事業主等、健診を受ける機会がない方をはじめ、どのように受診したらよいのかわからない方々に健診を受ける機会を提供するため、一つの試みとして付加サービスを加えた会員制での取り組みを先ずは福山本部にて開始する。これは、前述の地域を限定して実施している行事と重ねて行うことも含め、推進していく。

(5) 社会的弱者及び利便性の悪い地域に対する健康診断

特別養護老人ホーム等の施設利用者に対する健康診断(無料の胸部X線検査)については、撮影可否等の条件説明を徹底したうえで、実施施設を拡大するよう努める。なお、他機関で実施している対象までを無料で実施するものではない。

また、健康診断の受診機会に恵まれない離島、山間地に居住する人々に対しても従来どおり積極的にその場を提供すること。

(6) 精密検査未受診者への受診勧奨

胸部X線、胸部CT、胃部X線、胃部内視鏡、便潜血、PSA、腹部US、子宮頸部細胞診検査及び肝炎(HBV、HCV)検査の精密検査結果の返信がない受診者に対し、概ね4か月後に受診勧奨ハガキ送付を行う。

精密検査を行い、疾病の早期発見、治療開始ができたとの喜びの声も度々聞かれるところであり、健康診断の本来の目的の達成と質の評価の観点からも大変重要な部分であることを認識してこれに取り組む。今後は受診勧奨範囲の拡大も検討していく。

(7) オプション検査の推進

前年末より内臓脂肪CT検査、インボディ測定を加えた。今後もニーズのあるもの、エビデンスのあるものを鋭意検討し、有意義で魅力のあるオプション検査の構築と推進を行い、働く人々とその家族等の健康の保持・増進に寄与する。

(8) 労災保険二次健康診断の取り組み拡大

指定診療所としては福山本部のみであったが、平成 28 年度は尾道検診所が新たに申請を行う。全検診所において実施手技の研鑽と併せて受け入れ態勢の拡充に努める。

2 保健指導・健康教育事業の推進

公益財団法人として、多くの地域住民や働く人々の健康の保持・増進を図る（公益の推進）観点から、新たな視点に立った保健指導・健康教育を展開していくこと。

(1) 産業医契約事業場に対する活動

産業医契約事業場に対する活動については継続してこれを行い、契約事業場の作業環境管理・作業管理・健康管理等を支援する。

なお、「ストレスチェック」が規模 50 人以上の事業場に義務付けられ、その主体は産業医・保健師等とされている。高ストレス者への対応及び職場環境改善指導等においてその重要性が増しており、一層の研鑽を積み、より信頼される対応を行う。機微な個人情報を取り扱うので関係者は充分注意してあたらねばならない。

(2) 特定保健指導の実施

特定保健指導は、受診者の健康を保持・増進する観点から極めて重要な役割を果たすものであり、中途脱落者が生じないよう各健康保険組合と更なる連携を図り、実効ある形で推進する。

(3) 保健指導契約事業場に対する活動

保健指導契約事業場に対する活動については、保健師による日常生活改善指導、健康管理に関する情報の提供等を更に充実し、その強化を図ること。

(4) メンタルヘルス対策の推進

当協会は事業主が管理職等を対象に行うメンタルヘルス教育訓練への支援を引き続き行う。そのため以前より計画的に参加している全国労働衛生団体連合会が開催する「メンタルヘルス講習会」を積極的に活用し、医師、保健師のスキルアップを図る。

規模 50 人以上の事業場に対して義務付けられた「ストレスチェック」の実施については、対象事業場への事前説明を徹底するとともに事業場の産業医に実施者となっていただくよう事業場を介して強く働きかける。加えて、実施事務従事者等と連携を図ることによりスムーズな運用を行う。高ストレス者に対しては、福山本部に専門医師を配置し、相談・指導等に応じる態勢を構築する。

(5) 健康づくり支援

働く人々とその家族等の健康の保持・増進を目的とした「心とからだの健康講座」は、公益目的事業の中核の一つをなすものであり、本講座の開催にあたっては、心身の健康を含めた健康づくりを目的として時宜を得たテーマを設定し開催すること。

なお、「心とからだの健康講座」は、ホームページ等への開催予定の掲載による広報に努め、関係行政機関、産業保健総合支援センター等の協賛または後援を得るなどして、企業の衛生管理担当者のみならず、広く一般住民の方々も気軽に参加できる健康講座として開催する。

(6) 健康づくりのためのイベント参加等

市町などが主催もしくは協賛する地域の「健康まつり」等において、地域住民を対象にした無料の体力測定や保健指導などを引続き積極的に実施するとともに、より社会貢献出来る新しい取り組みを模索し実行に移す。

また、地方公共団体が主催もしくは協賛する「健康に関する協議会」やその他の行事への参加に努める。

さらに、地域自治会等が開催する健康に関する講話への講師派遣依頼があった場合には積極的に応じる。

(7) 健康診断実施事業場の支援

平成 27 年度から健康診断実施後のフォローアップを確実にを行うため、規模 50 人以上の事業場に対して、当協会を受診した全事業場のデータと当該事業場の受診データを項目別に比較・集計した資料(グラフ)を提供している。これらを労働者の健康管理のために有効に活用して頂けるよ

う積極的に働きかける。

(8) 禁煙対策の推進

当協会において敷地内禁煙は従前から実施しているところであり、積極的に禁煙対策を行ってきた。能動喫煙による疾患リスクは言うまでもなく、受動喫煙についても労働安全衛生法改正により防止の努力義務が定められた。今回「喫煙対策実施マニュアル」を各事業場に配付し、啓発していく。また、禁煙希望者には禁煙支援を行い、要望のある事業場には、禁煙外来のある医療機関の一覧表等をお渡しする。

3 作業環境測定事業の推進

作業環境測定は、作業環境管理のための重要指標を示すものであり、事業場にとって労働衛生管理の基本の1つである。引続き徹底した精度管理のもと、作業環境測定基準に沿った精度の高い測定を行い、迅速な報告を心がける。

なお、平成 28 年 6 月 1 日から化学物質を取扱う事業場に対してリスクアセスメントの実施が義務づけられることから、事業場からの問い合わせ等に対応できるよう準備を整えておく。

また、必要に応じ特殊健診の判定に作業環境測定の結果がより反映されるよう努めるとともに、行政機関等へデータや環境改善策について還元・提言し、一般住民の健康確保にも役立てる観点から相談があればこれに応じる。

4 調査・広報事業の推進

季刊誌「BLOOM」、「健康だより」は、身近な健康の維持管理に役立つ情報をタイムリーに提供するものとして、その果たすべき役割は大きいものがある。広報誌に求められていることを調査・吟味し、より内容の充実を図る。

また、健康診断結果及び作業環境測定結果の集積データを分析し、その結果を関係行政機関等に提供することは、国あるいは地方公共団体の今後の施策立案にも大きく貢献するものであり、継続する。

ホームページは、お知らせ等の最新化を図り、協会機能の情報提供に努める。常に魅力的な、ニーズに合った情報を提供するとともに、「BLOOM」、「健康だより」、「健康診断・作業環境測定集計結果報告書」とあわせて、多くの働く人々とその家族等の健康の保持・増進に役立つ情報提供に努める。

なお、平成 27 年末より「BLOOM」だけでなく「健康だより」も当会のホームページで閲覧できるように追加し、「心とからだの健康講座」の講座内

容も掲載した。

IV その他の基本施策

1 改正労働安全衛生法等の周知

- (1) 労働安全衛生法が改正され、メンタルヘルス対策の一環として「ストレスチェック」が規模 50 人以上の事業場に対して義務付けられたので、万全を期すること。
- (2) 平成 27 年 11 月 1 日からナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーが特定化学物質に新規追加で施行されており、引き続き周知徹底を図ること。
- (3) オルトートルイジンを始めとする芳香族アミンによる健康障害の防止対策が平成 27 年末に行政通達として発出されたので、関係事業場へ暴露防止及び特殊健康診断の実施等の適切な指導等行うこと。

2 個人情報の安全管理の徹底

当協会は、健康情報という特に機微な個人情報を多数扱っている。

プライバシーマーク（Pマーク）認証取得後も、多くの漏えい事故が発生している。

もとより、事故の発生を未然に防止するためには、個人情報を取扱う個々の職員が安全管理に関する意識を如何に高いレベルで保つかが重要である。そのためには、教育を徹底し、かつ、PMS（個人情報保護マネジメントシステム）を着実に運用する必要がある。

当協会は、事故の再発を防ぐためにも管理の状況について内部監査を的確に実施し、各職員は過去の事例に学び、より強固な安全管理の徹底を図る。

なお、平成 28 年度より各職員が使用したログ（記録）を取得し、不正・不審な操作があるかどうかチェックを行うこととし、個人情報の持ち出しや流出の抑制を行っていく。

3 労働衛生サービス機能評価基準を基にした自主監査の実施

労働衛生サービス機能評価基準に合致し、業務が適切に実施・維持されているかを検証し、必要な改善を行うことは“外部の信頼を得る”ための重要な手段である。

引続き労働衛生サービス機能の更なる向上を図るため、「自主監査実施要

領」により、自主監査を的確に行う。

4 事故の防止

医療事故はもとより、交通事故、健診機器や検診車の故障は本来あってはならないものである。

事故を未然に防止するためには、「標準作業書」に定める手順に従い業務を進めることが何より大切である。

日頃から基本に則った作業を心掛けるとともに、不幸にして事故が発生した場合には「リスクマネジメント規程」に定めるところに従い、適切な対応策を講じること。

なお、日頃からアクシデント（事故）報告はもちろん、インシデント（ヒヤリ・ハット事例）もレポートにまとめ、毎月各検診所で開催するリスクマネジメント部会にて報告・討議し、事故防止の徹底を図る。また、部会での討議内容につき安全管理委員会へ適宜報告し、その事例と対策を全職員が周知・共有し、再発防止のためのPDCAサイクルを機能させてゆく。

5 精度管理等の徹底

健康診断、作業環境測定 of いずれにおいても、結果の精度は高いものでなければならない。そのためには、最新の知識、技術等が必要であり、これを習得することを目的に、引続き、医師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業環境測定士等の職員は、学会や研修会、講習会等へ参加し、その資質向上に努める。

また、健診機器、測定機器等の整備点検を行い、機器の精度の維持管理を行い、外部機関が行う精度管理事業では最高ランク評価を常に獲得できるようにする。

なお、各種医療従事者のより高度な技術習得の為の認定資格取得及びその更新に必要な研修または講習等の参加については、必要性を見極め、計画的に進める。

6 学術活動の推進

医師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業環境測定士等の職員は、健康診断等日常業務の成果を積極的に学会・研究会で発表し、論文化するよう努力する。発表する場合は、協会として支援する。

7 予算の効率的・効果的執行

公益財団法人は、毎事業年度、収支相償が求められている。それを実現

するためには、収入と支出を適正に管理しなければならない。

収入においては、月間計画を達成することで年度予算額の確保に努め、支出においては、機器の整備時期を計画的に行い、減価償却費の管理に努めるとともに、経費を精査して無駄な支出を削減し、年度予算額を超過しないように努める。

また、機器等の整備に関しては、中長期的視点に立った投資計画を策定し、重点指向に徹した予算の配分とその執行に努める。

なお、平成 28 年度より省エネを考慮し、有効な電力会社の選定・変更を行う。

8 職員の心身両面の健康づくり

職員が心身ともに健康で、生き生きと働くことができる職場を形成するためには、まず、各自が自身のストレスに気づくことが重要である。

そのためには、各級管理者は気づきへの援助が出来るよう日頃から職員の話に耳を傾け情報交換に努める。

今般の労働安全衛生法の改正により、「ストレスチェック」が義務付けられたことに伴い、当協会では全職員を対象に取り組んだところである。高ストレス対象者で医師面接申出者が出た場合は、適切な対応を講ずる。

9 効率的なシステムの運用

協会の標準システムについては、運用開始後 12 年を経過し、現在では安定稼働が維持されている。これは時に応じて改修等を行った結果である。今後も当面は必要に応じてシステムの改良や改修を重ねてゆく。加えて、ここ数年内の言語の書き替え等、適切な対応を順次講じていく予定である。

平成 28 年度 健康診断等実施計画

1 健康診断

項 目	人 員			金 額 (千円)		
	28 年度	27 年度	増 減	28 年度	27 年度	増 減
1 労働健診	252,533	218,218	34,315	1,192,152	1,152,196	39,956
(1)一般健診	166,499	165,089	1,410	961,433	950,641	10,792
①全項目健診	100,859	100,290	569	770,826	764,342	6,484
②省略健診	65,640	64,799	841	190,607	186,299	4,308
(2)雇入時健診	3,343	3,096	247	27,860	25,896	1,964
(3)特殊健診	54,274	48,843	5,431	174,566	161,691	12,875
(4)その他	28,417	1,190	27,227	28,293	13,968	14,325
2 生活習慣病予防健診	71,718	69,175	2,543	1,158,168	1,109,873	48,295
(1)協会けんぽ	49,873	48,349	1,524	788,836	759,054	29,782
(2)組合健保	21,845	20,826	1,019	369,331	350,818	18,513
3 がん検診等	8,101	8,694	-593	33,327	33,481	-154
4 住民・学校健診	31,021	29,767	1,254	116,417	116,238	179
5 その他				9,642	9,117	525
小 計	363,373	325,854	37,519	2,509,707	2,420,905	88,802
6 委託健診	6,000	6,203	-203	62,001	64,143	-2,142
合 計	369,373	332,057	37,316	2,571,707	2,485,047	86,660
7 社会的弱者健診	660	704	-44			

2 保健指導・健康教育

項 目	事業場数等			金 額 (千円)		
	28 年度	27 年度	増 減	28 年度	27 年度	増 減
産業医活動	99	91	8	43,541	35,115	8,426
保健指導	13	11	2	3,000	1,882	1,118
特定保健指導	69	64	5	9,093	6,577	2,516
心とからだの健康講座	6	6	0			
健康まつり	18	14	4			
地域自治会健康講話等	9	9	0			
メンタルヘルス	9	9	0	870	864	6

3 作業環境測定

項 目	単位作業場			金 額 (千円)		
	28 年度	27 年度	増 減	28 年度	27 年度	増 減
粉じん	280	266	14	8,988	8,539	449
特化物	468	259	209	7,848	6,704	1,144
有機溶剤	704	641	63	25,470	23,189	2,281
その他	130	126	4	3,282	3,262	20

4 調査・広報

BLOOM 年間 4 回発行 (季刊誌) 6,000 部×4 回=24,000 部

健康だより 毎月発信 (毎月ホームページにアップ)

健康診断・作業環境測定結果報告書 年 1 回 5,000 部

